

T A C T 経営研究会 規約

(名 称)

第1条 本会はT A C T経営研究会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員の思想信条の自由を尊重し、次のことを目的として活動を進める。
(1) 会員の事業の振興、発展を図るため、会員の豊富な知識と経営を交流し企業の体質の強化を図る。
(2) 会員相互の親睦を図り、知識の吸収と人格の向上を図り、さらに健康の増進を図り、経営者に要求される総合的な能力を身につける。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 企業経営者のための研修会及び講演会。
(2) 管理者及び社員のための教育、訓練。
(3) 会員の親睦及び福祉増進並びに連帯強化に関する事業。
(4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 本会は税理士法人T A C T高井法博会計事務所の顧問先たる法人または個人事業で、本会の趣旨に賛同するものとする。
2. 本会に賛助会員制度を設ける。賛助会員は税理士法人T A C T高井法博会計事務所の提携先及び物品納入先などで本会の趣旨に賛同するものとする。
ただし、議決権などは無いものとし、会費及び入会金は会員と同額とする。

(入会金、会費)

第5条 入会金及び会費は総会で決定し、会費は6か月ごと前納を原則とする。
(1) 入会金 10,000円
(2) 会 費 5,000円(月額)

第6条 本会に入会しようとするものは、会員及び税理士法人T A C T高井法博会計事務所の推薦を得て、入会申込書に入会金、会費を添えて申し込み、役員会の承認を得るものとする。
2. 脱会を希望するときは、あらかじめ脱会届を役員会に提出し承認を得ることとする。

(機 関)

第7条 本会に次の機関を置く。
(1) 総会
① この会の最高の決定機関で、定時総会は年1回、毎事業年度終了後3か月以内に会長が召集する。臨時総会は会員の1／3以上の要請又は会長が必要と認めたときに開催する。
総会は会員の過半数の出席により成立する。
② 議決は出席者の過半数をもって決する。
③ 総会の議長は、会長が行う。
(2) 役員会
総会に次ぐ決定機関で4か月に1回開催する。その他会長が必要と認めたときは随時開催する。役員会は理事、監事で構成する。

(役 員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|-----------|------|---------------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 | 会を代表、役員会で推薦し総会で決定する。 |
| (2) 副 会 長 | 3名以内 | 役員会で互選し、会長を補佐し必要に応じて代行する。 |
| (3) 常任理事 | 5名以内 | 役員会で互選する。 |
| (4) 会計理事 | 2名以内 | 総会で選出する。 |
| (5) 理 事 | 若干名 | 総会で選出する。 |
| (6) 会計監査 | 2名 | 総会で選出する。 |

(任 期)

第9条 役員の任期は3年とし再任は妨げない。

(顧問、相談役)

第10条 本会はその性格上、最高顧問を税理士法人T A C T高井法博会計事務所の代表とする。

②本会は総会の推薦により相談役、顧問をおくことができる。

(事務局)

第11条 本会は事務局を岐阜市打越546番地の2 税理士法人T A C T高井法博会計事務所内におく。

(運 営)

第12条 本会の財政は入会金、会費、特別会費、寄付金その他の収入をもって当てる。

(事業年度)

第13条 本会の会計年度は6月1日より翌年5月31日までとする。

(規約の改廃)

第14条 本会の規約の改廃は総会で行う。

(その他)

第15条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に一任する。

附 則

1. この規約は、昭和56年6月10日より施行する。
2. 一部改正、昭和59年7月20日。
3. 一部改正、平成元年8月3日。
4. 一部改正、平成13年8月7日。
5. 一部改正、平成25年8月7日
6. 一部改正、令和6年8月28日